

【株式会社シティインデックスイレブンスは、2021年2月15日、日本アジアグループ株式会社の同月10日開示の意見表明報告書別紙「公開買付者に対する質問」に対する回答内容を記載した対質問回答報告書をEDINETで開示いたしましたので、その一部（前文）を掲載いたします。詳細は、<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/E01EW/BLMainController.jsp?PID=W00Z1010&syoruiKanriNo=S100KTJ2&publicKbn=1&riyosyaKbn=E&SESSIONKEY=1613371980161&privateDocumentIndicateFlg=&teisyutuEngCheckResult=false&keyword1=&keyword2=&keyword3=&keyword4=&keyword5=&be.keyword=&be.keyword=&be.keyword=&be.keyword=&be.keyword=&lgKbn=2&uji.verb=W00Z1010doAttach&uji.bean=ek.bean.EKW00Z1010Bean&TID=W00Z1010> をご覧ください。】

公開買付者に対する質問への回答

株式会社シティインデックスイレブンス（以下「公開買付者」といいます。）による日本アジアグループ株式会社（以下「対象者」といいます。）株式の公開買付けに関し、対象者が2021年2月10日付で公表した意見表明報告書別紙「公開買付者に対する質問」（以下単に「公開買付者に対する質問」といいます。）に対して、回答いたします。本回答における用語は、原則として本公開買付けの公開買付届出書に定義するところによります。

はじめに、回答の前提として、以下の点をご理解いただきたいと考えています。

公開買付者は、対象者取締役会及び対象者特別委員会の皆様がなぜMBO公開買付けに賛同され、応募を推奨されたのか、全く理解できません。公開買付者は、2020年11月5日付にMBO公開買付けが開示された本公表資料を拝見した後、9通の書簡（2020年11月16日、11月20日、11月24日、11月27日、12月2日、12月8日、12月22日、2021年1月15日、1月24日）を対象者取締役会宛に送付し、本件MBO完了後に山下哲生氏（以下「山下氏」といいます。）が取得することとなる対象者の純資産が何億円程度になるのか開示いただけるよう繰り返しお願いしてまいりました。しかしながら、対象者は頑としてこれを開示しようとしませんでした。対象者がこれをようやく開示したのは、MBO公開買付価格が600円から1,200円に変更された2021年1月26日のことです。これによれば、MBO公開買付価格が1,200円に変更されたことを前提とする本件MBO完了後の純資産が約50億円～約60億円とのことです。当初のMBO公開買付価格600円では、本件MBO完了後の対象者の純資産は、約210億円～220億円ということになります。このことは、後述のとおり、本件MBOが、対象者株主の甚大な犠牲のもとに、対象者の会長兼社長である山下氏に対して不当に多額の利益を与える極めて不当な取引であったことを示しています。対象者特別委員会の皆様は、2021年1月31日の公開買付者との面談の際、「本件MBOは再生案件と考えているので、対象者にそれだけの純資産を残す必要があると判断した。」と説明されていましたが、もし本当にそれで本件MBOが正当化されるとお考えだったのであれば、対象者株主に対して、本件MBO完了後の対象者の純資産額を明らかにした上でそのような説明をされていたはずですが、しかしながら、実際には、そのような説明は対象者株主に対して一切なされておらず、前述のとおり、対象者は、本件MBO完了後の純資産額さえ開示することを拒否し続けていました。

これは株主に対する隠蔽行為であり、収奪行為であるというべきであり、公開買付者が公開買付けを開始する旨の予告を行った上で、本公開買付けの準備を進めなければ、対象者株主は、株主の犠牲

の下で山下氏が無償で約 210 億円～約 220 億円の純資産を有する対象者を取得することを一切知らされないまま、極めて不当な条件の MBO 公開買付けに応募する事態になりかねませんでした。2021 年 1 月 26 日にカーライルが MBO 公開買付け価格を当初の MBO 公開買付け価格 (600 円) の倍額である 1,200 円まで引き上げ、これを対象者取締役会及び対象者特別委員会の皆様が是認されたということは、本件 MBO は、当初の条件下においては、本来は株主が受け取るべきはずの約 160 億円 (「約 210 億円～約 220 億円」－「約 50 億円～約 60 億円」) を株主から奪い、これを山下氏に無償で与えようとするものであったことを対象者取締役会及び対象者特別委員会の皆様が認めになったものであるということができません。

公開買付者が公開買付けを開始する旨の予告を行った上で、本公開買付けを準備することによって、上記のように極めて不当な MBO 公開買付けの成立を阻止することができました。これがなければ、対象者取締役会及び対象者特別委員会の皆様の容認の下で、山下氏の不当な利益のために対象者株主は甚大な損害を被っていた可能性が高かったと考えております。

今回の対象者からの「公開買付者に対する質問」の内容には、対象者取締役会及び対象者特別委員会の皆様が極めて不当な MBO 公開買付けを容認したことについての真摯な反省が全く感じられず、本当に残念です。

なお、対象者が公開買付者によるデュー・ディリジェンスを拒否したため、対象者が開示した純資産額「約 50～60 億円」という数字が正しいものであるのかも公開買付者には確認できません。公開買付者は、デュー・ディリジェンスもできず、不安を抱えた状態ではありますが、全ての対象者株主の皆様に 1,210 円での売却の機会を提供すべく、本公開買付けにおいて上限も下限も設けませんでした。不当な本件 MBO により少数株主に甚大な損害が生じることを防ごうとしなかった対象者取締役会及び対象者特別委員会の皆様が、本公開買付けにおいて下限が設けられず少数株主にも売却の機会が保証されていることを批判するというのは、全く筋違いであると考えます。

以上で述べたこと (以下「前文」といいます。) を前提として、「公開買付者に対する質問」に対し、以下の通り、回答いたします。

(続きは、EDINET (<https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/E01EW/BLMainController.jsp?PID=W00Z1010&syoruiKanriNo=S100KTJ2&publicKbn=1&riyousyaKbn=E&SESSIONKEY=1613371980161&privateDocumentIndicateFlg=&teisyutuEngCheckResult=false&keyword1=&keyword2=&keyword3=&keyword4=&keyword5=&be.keyword=&be.keyword=&be.keyword=&be.keyword=&be.keyword=&lgKbn=2&uji.verb=W00Z1010doAttach&uji.bean=ek.bean.EKW00Z1010Bean&TID=W00Z1010>) をご覧ください。